

訪問系サービス新規指定事業所 (居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護) 対象

- 標記サービスの新規指定を受けようとする場合、右記二次元バーコード若しくはURLよりYoutubeの動画へアクセスしてください。
- 動画は、本ファイルの次のページの説明から開始します。
- 本動画閲覧の上、「指定申請提出時の自己点検シート」を指定申請書と併せ提出してください。
掲載先：[書式ライブラリー一覧](#)
 - ↳ 新規申請書類一式ファイル
 - ↳ 「自己点検」シート



<https://youtu.be/v4yWmbQNyF0>

訪問系サービス新規指定事業所 (居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護) 対象

- 条例、省令等に基づく、指定障害福祉サービス事業所運営を行う上での重要事項
- 厚生労働省・東京都から発出されている事務連絡等
- その他参考情報等



●各訪問系サービスの概要について

(1) 居宅介護

障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜（※）を供与すること。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」または「法」という）第5条第2項）

（※）調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助（障害者総合支援法施行規則第1条の3（以下「施行規則」という）

【サービスの内容】

・身体介護

居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護 ※（単なる）見守り業務及び外出時の介助は居宅介護サービスには含まれません。

・家事援助

単身の世帯に属する利用者又は家族等と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病、就労等の理由により、当該利用者又は家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、行われる調理、洗濯、掃除等の家事の援助
（これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生じる利用者に対して行われるもの）

・通院等介助（身体介護を伴う・身体介護を伴わない）

通院等（入院と退院を含む。）又は官公署並びに指定地域移行支援事業所等への移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助

※以下の要件も通院等介助の対象になります。

- ・官公署（国、都道府県及び区市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設）並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所）に公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合。また、相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合

・通院等乗降介助

通院等のため、ヘルパーが自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助

なお、上記居宅介護サービスの移動において、ヘルパー及び事業所関係者が運転する車の利用にあたっては、道路運送法上の許可や登録が必要となります（通院等乗降介助を除き、運転時間中は報酬の算定対象外）。



●各訪問系サービスの概要について

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの（※1）につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜（※2）及び外出時における移動中の介護を総合的に供与すること。（法第5条第3項）

- ※1 重度の肢体不自由者、重度の知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するもの。
（施行規則第1条の4）下線部：平成26年4月より、重度の知的障害者・精神障害者にも対象が拡大されました。
- ※2 調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言及びその他の生活全般にわたる援助（施行規則第1条の3）
- ※3 病院等に入院又は入所中の障害者に対する意思疎通の支援等も含む。

重度訪問介護では、日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者等に対して、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出（※）介護などのサービスについて、比較的長時間にわたり、総合的かつ継続的に提供します。

※但し、通勤、営業活動等の経済活動等に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。
（以下、（3）同行援護、（4）行動援護においても同じ）

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜（※）を供与すること。（法第5条4項）

※外出時において、当該障害者等に同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助（施行規則第1条の5）

(4) 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、居宅内や外出時において当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、その他の厚生労働省で定める便宜（※）を供与すること。（法第5条第5項）

※外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際に必要な援助（施行規則第2条）

なお、前ページ(1)同様、上記(2)～(4)のサービスの移動において、ヘルパー及び事業所関係者が運転する車の利用にあたっては、道路運送法上の許可や登録が必要となります（通院等乗降介助を除き、運転時間中は報酬の算定対象外）。



●居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（以下、居宅介護等）事業者の責務

居宅介護等の事業所を運営する事業者においては、下記障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」または「法」という）第42条において定められた事業者の責務を正しく理解し、運営を行う必要があります。

第42条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない

- 2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。
- 3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

●指定・運営基準の遵守

居宅介護等の事業所を運営する事業者においては、下記障害者総合支援法第43条に定めのあるとおり、指定を受けた後も人員基準及び運営に関する基準を常に満たす必要があります。

第43条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、**都道府県の条例で定める基準**に従い、当該指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、**都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準**に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
- 3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については**主務省令で定める基準**に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については主務省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については**主務省令で定める基準**を参酌するものとする。
 - 一 指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数
 - 二 指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積
 - 三 指定障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの
 - 四 指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員
- 4 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

●指定・運営基準の遵守

障害者総合支援法第43条第2項の“**都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準**”は東京都においては下記の条例を指します。

《東京都条例》東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例（平成24年12月13日東京都条例第155号）
参考：東京都例規集データベース（URL <https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/>）

また、障害者総合支援法第43条第3項中の“**主務省令で定める基準**”は居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の訪問系サービスにおいては、下記の省令を指します。

《主務省令で定める基準（基準省令）》
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

上記省令についての解釈は、下記通知において定められています。また、人員に関する関係告示としては、下記告示があります。

《解釈通知》障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
（平成18年12月6日障発第12060001号）

《人員に関する関係告示》指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）

障害者総合支援法や、上記基準省令については、右記リンク先の [e-Gov 法令検索](#) より参照可能です。

また、解釈通知や、関係告示については厚生労働省のホームページである [法令等データベースサービス](#) より検索することで、参照可能です。

なお、上記の [e-Gov 法令検索](#) 及び [法令等データベースサービス](#) における操作方法等について、[東京都福祉保健財団](#) や [東京都福祉局](#) では御案内できませんので御承知おきください。

上記条例等に定められた指定障害福祉サービス事業所の運営上の基準を十分に理解した上で、当該条例等に定められた基準等を遵守し、適正な運営、サービスの提供を行ってください。
また、次のページからは、上記条例で定める、人員基準、設備基準、運営基準のうち主なものとともに、注意事項等を併せてお示しします。

● 基準の概要

■ 人員基準

管 理 者：1名（常勤・専従）※兼務に制限あり
サービス提供責任者：事業の規模に応じて1名以上（常勤・専従）※兼務に制限あり
なお、事業の規模に応じて、1人を超える場合、常勤換算方法によることができる。
※サービス種類ごとに資格要件等の従事要件を確認（上記解釈通知を参照してください）
居 宅 介 護 員 等：常勤換算方法で、2.5人以上（サービス提供責任者含む）
※サービス種類ごとに資格要件等の従事要件を確認（人員に関する関係告示等参照してください）
※介護保険法の訪問介護と同一事業所で行う場合、併せて2.5人以上で足りる

■ 設備基準（以下、運営基準含め、重度訪問介護、同行援護、行動援護について準用）

事務室、相談スペース、手指洗浄の設備、その他事業に必要な設備、備品（鍵付書庫ほか）等

■ 居宅介護運営基準（主なもの）

○管理者の責務等（条例第9条）

- 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。
- 管理者は、事業所の従事者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

○サービス提供責任者の責務等（条例第10条）

- サービス提供責任者は、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の指定居宅介護の管理等を行うものとする。
- サービス提供責任者は、利用者又は当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的な指定居宅介護の内容等を記載した計画を作成しなければならない。
- サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族に、当該居宅介護計画の内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者に交付しなければならない。
- サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ変更を行わなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。
- サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。



●基準の概要

○運営規程（条例第11条）

- ・事業者は、事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

《定めるべき事項》

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業員の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

○勤務体制の確保等（条例第12条）

- ・事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めなければならない。
- ・事業所ごとに、当該事業所の従業員によって指定居宅介護を提供しなければならない。
- ・従業員の資質の向上のために研修の機会を確保しなければならない。
- ・職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

○業務継続計画の策定等（条例第12条の2）

- ・事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ・事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- ・事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

業務継続計画の策定等について適正に行われていないことが判明した場合、**基本報酬が減算されます。**正しく理解し、適正に運営いただくようお願いします。



● 基準の概要

○内容及び手続の説明及び同意（条例第13条）

- ・利用の申込に当たって、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。

○提供拒否の禁止（条例第15条）

- ・正当な理由なく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

○サービス提供困難時の対応（条例第17条）

- ・通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定居宅介護を提供することが困難であると認める場合は、他の居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

○受給資格の確認（条例第18条）

- ・受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しなければならない。

○身分を証する書類の携行（条例第22条）

- ・従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

記載すべき事項：事業者の名称、従業者の氏名

望ましい事項：写真の貼付、職能の記載

○ サービス提供の記録（条例第23条）

- ・指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を提供の都度記録しなければならない。

《記載する内容》

- ・指定居宅介護の提供日
- ・提供したサービスの具体的内容（例：身体介護と家事援助の別 等）
- ・実績時間数
- ・利用者負担額

※利用者の確認を受ける必要があります。
なお、東京都の訪問系サービスにおいてはこれらの記録を紙で保存することまでは求めておりませんが、区市町村によっては紙での保存を求める場合があるようですので、請求先の区市町村に御確認ください。
また、電子的に記録・保存する場合は、後述する条例第209条において利用者の承諾・同意を得ることで、書面に代え記録・保存可とされておりますので御留意ください。

●基準の概要

○利用者負担額等の受領（条例第25条）

- 利用者負担額の受領を受けること。
- 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合はそれに要した交通費の支払を受けることができる。
- 支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 交通費等の支払を受ける場合は、あらかじめ利用者に対し、内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。

○介護給付費の額に係る通知等（条例第27条）

- 事業者は、法定代理受領により指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

○指定居宅介護の基本取扱方針（条例第28条）

- 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。
- 事業者は、提供する指定居宅介護の質の評価を行い常に改善を図らなければならない。

○指定居宅介護の具体的取扱方針（条例第29条）

- 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次のとおりとする。
 - 一 指定居宅介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定居宅介護の提供方法等について説明を行うこと。
 - 二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。
 - 三 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定居宅介護の提供を行うこと。
 - 四 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

○同居家族に対するサービス提供の禁止（条例第31条）

- 事業所の従業者に、利用者が従業者の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定居宅介護の提供をさせてはならない。



●基準の概要

○緊急時等の対応（条例第32条）

- ・事業所の従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

○衛生管理等（条例第34条）

- ・従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- ・事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- ・事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、下記の措置を講じなければならない。
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

衛生管理等について適正に行われていないことが判明した場合、**基本報酬が減算されます。**正しく理解し、適正に運営いただくようお願いします。

○掲示（条例第35条）

- ・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- ・上記に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、上記の規定による掲示に代えることができる。

以下を掲示しておく必要があります。

- ・重要事項説明書 ・運営規程 ・従業者の勤務体制 ※職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示（従業者の氏名までは不要）
- ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制（苦情解決の概要）
- ・第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）
- ・その他利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

※利用者又はその家族に対しての見やすい場所（事務室ではなく、相談室等）に掲示し、利用者等が確認できるようにしてください。

※重要事項説明、運営規程等、複数頁にわたるようなものの場合、紙でファイルに綴じ込むことでも問題ありません。



● 基準の概要

○ 身体的拘束等の禁止（条例第35条の2）

- 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 身体的拘束等の適正化を図るため、下記の措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 上記の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

身体的拘束等の適正化に関する措置が講じられていない場合、**基本報酬が減算されます。**正しく理解し、適正に運営いただくようお願いします。

○ 秘密保持等（条例第36条）

- 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際はあらかじめ文書により、当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

○ 苦情解決（条例第39条）

- 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための相談窓口、苦情解決の体制及び手順等事業所における苦情を解決するための措置を講じなければならない。
- 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。
- 区市町村、都道府県の調査への協力、指導・助言に従って必要な改善を行わなければならない。



●基準の概要

○事故発生時の対応（条例第40条）

- 都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

日頃より、利用者に対する支援状況の確認、ヒヤリハット事例の分析と合わせて事故防止マニュアルの作成及び再検討、リスク管理の徹底、職員研修の実施等を行うことで、事故防止対策を徹底していただくようお願いします。

また、万が一事故等が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族・区市町村・都に対する報告を下記リンク先のフォームよりお願いします。

【都報告先】障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）電話 03-5320-4325

【事故報告フォーム】<https://logoform.jp/form/tmgform/830433>

※令和6年12月20日より当該フォームより提出いただくこととなっております。

サービス種別によりフォームが分かれていますので、提出先を誤ることがないように、御注意ください。

下記に、都に報告のあった実際の事故事例を参考までに掲載します。

○都に報告のあった事故報告事例

- 風呂場で利用者が転倒し、出血
- 車いすに移乗の際転倒し、骨折
- 車いすで歩行中に段差で転倒
- ホームと電車の中に足が落ち、けが
- バス内で転倒し、けが
- ストープに触れ、やけど
- 行動援護で見失い（公園、電車ホーム、スーパー）
- 利用者が外出先で通行人を突き飛ばす、子供をたたく
- メールで個人情報情報を誤送付 等



● 基準の概要

○ 虐待の防止（条例第40条の2）

- 虐待の発生及び再発を防止するため、下記の措置を講じなければならない。
 - 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。
 - 二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - 三 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 上記の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

虐待の防止に関する措置が講じられていない場合、**基本報酬が減算されます。**正しく理解し、適正に運営いただくようお願いいたします。

○ 会計の区分（条例第41条）

- 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

○ 記録の整備（条例第42条）

- 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

○ 電磁的記録等（条例第209条）

- 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。
- 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。



●東京都障害者サービス情報について

東京都福祉局障害者施策推進部では、「東京都障害者サービス情報」サイトを運営しています。以下、「東京都障害者サービス情報」サイトトップページの各項目の役割・できること等をお知らせいたします。

事業所検索：

東京都内で指定を受けている事業所の検索機能です

サービス相談窓口：

都内各自治体の障害福祉サービスに係る相談窓口へのリンクを掲載しています

関連リンク：

厚生労働省、WAMNET、国保連等、障害福祉サービス事業所運営上必要となる各種情報へのリンクを掲載しています

書式ライブラリー：

指定申請書等をはじめとする、都への各種申請等に必要となる書式都から障害福祉サービス事業所へ宛てた通知等の各種データを掲載しています

事業所メンバー：

指定時に都から通知されるID、パスワードでログインし、事業所検索で表示される下記項目等を更新します

- 事業所メールアドレス
- 事業所ホームページURL
- 交通手段



お知らせ：

障害福祉サービス事業所等にお知らせしたい事項や、書式ライブラリーに通知等を掲載した旨等が、随時更新されます

URL等：

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/>



補足事項等：

- 障害福祉サービスに係るお知らせ事項及び各種申請様式等についても、「東京都障害者サービス情報」の「お知らせ」及び「書式ライブラリー」に掲載し、皆様へ情報提供しております
- 「変更届」をはじめとした、各種様式、事故報告に係る通知等、事業者の皆様にとって必要となる情報を多数掲載しておりますので、随時ご参照いただきますようお願いいたします



●東京都障害者サービス情報に掲載されている様式等について

WEBブラウザで、“障害者サービス情報”と検索し、下記ページにアクセス。

トップカテゴリA【訪問系サービス】指定申請書・変更届等（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度包括）を開く。

東京都福祉局
東京都障害者サービス情報

事業所検索

- 受けたいサービスから探す
- 法人名から探す
- 所在地から探す
- 主たる対象者から探す
- 事業所番号から探す
- 空き情報から探す
- 事業所名から探す

サービス相談窓口
各自治体の相談窓口です。

関連リンク

書式ライブラリー
書式ダウンロード情報です。

事業所メンバー ONLY
ID・パスワードが必要です。

東京都福祉局
東京都障害者サービス情報

トップページ > 書式ライブラリー

書式ライブラリー

キーワード検索

検索

※複数のキーワードで検索する場合はスペースで区切ってください。

トップカテゴリを選択してください。

各種窓口のご案内

- A【全サービス共通】指定申請等について
- A【訪問系サービス】指定申請書・変更届等(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度包括)**
- A【日中系サービス・障害者支援施設】指定申請書・変更届等
- A【共同生活援助(グループホーム)】指定申請書・変更届等
- A【短期入所】指定申請書・変更届等
- A【自立生活援助】指定申請書・変更届等
- A【児童福祉法に基づく障害児施設】指定申請書・変更届等
- A【一般相談支援】指定申請書・変更届等
- B 障害者総合支援法に係る法令・通知等
- B 東京都からのお知らせ
- B 障害者虐待防止法関連
- B 処遇改善加算等に係る様式類
- B 請求関係(実績記録票、基準単価、インターフェイス等)
- B 業務管理体制の整備
- B 障害福祉サービス等情報公表制度

東京都福祉局
東京都障害者サービス情報

トップページ > 書式ライブラリー > 書式ライブラリーカテゴリ

書式ライブラリー

カテゴリを選択してください。

トップカテゴリ:A【訪問系サービス】指定申請書・変更届等(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度包括)

- 1 指定申請書類(新規立上げ・事業追加) ※まずは、A【全サービス共通】指定申請等についてをご確認ください。
- 1-2 【共生型】居宅介護、重度訪問介護指定申請書類
- 2 変更届関係書類(変更の都度)**
- 3 主要職種の資格要件(サービス提供責任者・従業者)
- 4 廃止・休止届出書 再開届出書
- 5 特定事業所加算関連(処遇改善加算は別)
- 6 更新に関する書類(6年毎)
- 7 都条例(基準)
- 8 運営に関する様式、指導事項等(実績報告書・集団指導資料)
- 9 報酬改定資料**
- 10 事故防止・虐待防止通知**
- 11 居宅介護等事業所の出張所の取扱いについて
- 12 入院中の重度訪問介護の利用等について
- 13 訪問系サービスQ&A
- 14 お知らせ用メールアドレスの登録について



●東京都障害者サービス情報に掲載されている様式等について

2 変更届関係書類(変更の都度)				
登録日付	文書名	文書内容	サイズ	形式
2025/03/12	提出書類一覧(変更届用)	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・一般相談支援・重度障害者等包括支援		ダウンロード
2024/10/15	運営規程(記載例)		50KB	Word ダウンロード
2015/11/05	職員配置等に係るQ&A	兼務関係などの疑問点はこちらをご覧ください(集団指導資料抜粋)	280KB	PowerPoint ダウンロード
2019/08/02	サービス提供責任者配置基準チェックシート(利用者数)	サービス提供責任者の配置について、利用者の数に応じた基準を用いる場合の参考計算書です。	40KB	Excel ダウンロード

変更事項		変更届出書	付表	別紙	現在事業所(申請)の登記簿謄本(現在事業所のみ)	公認事業者(申請)の登記簿謄本(現在事業所のみ)	事業所の平面図	設備・備品リスト	経歴書	地域移行・定着支援を担当する者の写真	同行援護従業者	行動援護従業者	資格免状の写し	相談支援従業者研修修了証明書	実務経験証明書	勤務体制表	運営規程	非該当者名簿及び役員等名簿	事業所一覧	同行援護従業者養成研修修了証明書	同行援護従業者養成研修修了証明書	同行援護従業者養成研修修了証明書	介護給付費等体制等状況一覧	
1	事業所(施設)の名称	●	●																					
2	事業所(施設)の所在地 *電話・FAX番号が変わった場合は必ず変更後番号を記載すること	●	●				●(※2)																	
3	申請者(設置者)の名称 (法人名変更)				●																			
4	主たる事務所の所在地 [法人本部・区市町村役所の移動] *電話・FAX番号が変わった場合は必ず変更後番号を記載すること				●	●																		
5	代表者(設置者)の氏名及び住所	●	●																					
6	登記簿の謄本 又は条約等(当該事業に関するものに限る。)	●	●		●	●																		
7	事業所(施設)の平面図及び設備の概要						●(※2)	●																
8	事業所(施設)の管理者の氏名及び住所	●	●					●																
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所	●	●					●							▲(※4)						●	●		
11	主たる対象者	●	●																					
12	運営規程 (居宅介護の内容、通常事業実施地域実装等)	●	●																					
13	介護給付費等の請求に関する事項 (地域生活支援拠点)	●																					●	●
19	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要	●	●				●	●																
20	同一敷地内にある入所施設及び病棟の概要	●	●				●	●																
その他	同行援護従業者の変更	●	●								●	●									●(※5)			
	行動援護従業者の変更	●	●								●	●										●		
	相談支援専門員の変更	●	●	●					●					●	●	●	●							
	地域移行・定着支援を担当する者の変更	●	●							●														
	上記以外の従業者(※1)	●	●										●											

《注意事項等》

- **変更後、10日以内に変更届出及びその他必要書類を提出**してください。**加算の適用を受ける場合は前月の15日までに提出**をしてください。
- 介護保険の訪問介護指定事業者は、介護保険の提出とは別に障害福祉サービスとして提出が必要です。
- 提出時に必要となる書類は左記のとおりですが、この他変更事項の参考となる書類がありましたら添付してください。
- 收受印を押した変更届の写しを希望される場合は、変更届の写しと切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- **変更届提出先 〒163-0718 東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビル18階 公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部障害福祉事業者指定室(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護)**

- * 1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護(以下、訪問系事業)の居宅介護員等の変更については、年1回以上の届出(時期は任意)を行うこと。
- * 2 訪問系事業者は写真を添付すること。ただし、介護保険法の**居宅事業**の指定を受けている場合は不要。
- * 3 訪問系事業の従業者で、介護保険法訪問介護事業の従業者として兼務していない場合は裏面に記名捺印すること。
- * 4 ヘルパー2級の場合は介護等の3年以上の実務経験がわかる実務経験証明書を添付すること。また、行動援護サービス提供責任者の場合は、知的障害者(児)、精神障害者の直接支援業務に3年以上(経過措置対象者は5年以上)従事したことがわかる実務経験証明書を添付すること。同行援護サービス提供責任者で、“同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者”である場合は、実務経験証明書を添付すること。
- * 5 同行援護従業者の要件については複数あるため、該当する場合に提出すること。また、行動援護従業者については必ず添付すること。



●東京都障害者サービス情報に掲載されている様式等について（報酬改定資料）

9 報酬改定資料					
登録日付	文書名	文書内容	サイズ	形式	
2025/02/12	(厚生労働省)【事務連絡】訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードの修正に伴う支払い額の調整について(令和7年1月31日事務連絡)		135KB	PDF	ダウンロード
2025/02/12	(厚生労働省)事務連絡】令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に係る介護給付費等単位数サービスコード表等の一部修正(確定版)等について		416KB	その他	ダウンロード
2024/12/06	(厚生労働省)サービスコード修正に伴う支払い額の調整について(令和6年11月29日事務連絡)		695KB	その他	ダウンロード
2024/04/10	20240409運営基準の改正等について	20240409運営基準の改正等について	1MB	PDF	ダウンロード
2024/04/10	令和6年度加算要件の見直しに係る届出の提出について(居宅)	令和6年度加算要件の見直しに係る届出の提出について(居宅)	101KB	PDF	ダウンロード
2021/03/30	令和3年度報酬改定資料(訪問系サービス抜粋)		2MB	PDF	ダウンロード
2021/04/26	令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ	問2、問3(P1、2)、問18、問19、問20(P9)、問21(P10)、問22、	334KB	PDF	ダウンロード

6 福祉障地第 46 号
令和 6 年 4 月 9 日

居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護事業者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課長
(公印省略)

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定による運営基準の改正点等について

平素より、東京都の障害福祉行政に御協力いただき、ありがとうございます。

このたび、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（訪問系サービス）事業について、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定による運営基準の主な改正点等を下記のとおりお知らせしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 訪問系サービス共通の改正点等

(1) 障害者虐待防止の推進

令和 4 年度から以下の取組が義務化されたところですが、未実施の場合、令和 6 年 4 月から基本報酬が減算されることとなりました。（所定数の 1%減算）

ア 虐待防止委員会の定期的な開催（年 1 回）と委員会での検討結果の従業員への周知徹底

上記通知について
次ページ以降で御説明します。



●障害者虐待防止の推進

令和4年度から以下の取組が義務化されたところですが、未実施の場合、令和6年4月から基本報酬が減算されることとなっておりますので御留意ください。（所定単位数の1%減算）

ア 虐待防止委員会の定期的な開催（年1回）と委員会での検討結果の従業員への周知徹底

イ 従業員への定期的な研修の実施（年1回及び新規採用時に必ず実施）

ウ 虐待防止のための担当者の配置

※虐待防止のための措置に関する事項は、運営規程において定める必要があります。

○運営規程記載例

東京都障害者サービス情報リンク先

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=079-002>

また、虐待防止委員会（身体拘束適正化検討委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、事業所の管理者及び虐待防止担当者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいとされております。

参考：[障害者虐待防止・権利擁護研修事業](#) | [公益財団法人 東京都福祉保健財団](#)



●身体拘束等の適正化の推進

以下の取組を未実施の場合、令和5年4月から基本報酬が減算されているところですが、**令和6年4月より減算額の見直しが行われております**ので御留意ください。

[見直し前]

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

[見直し後]

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

《取組み》

- ア やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会（身体拘束適正化検討委員会）の定期的な開催（年1回）と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ウ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- エ 従業者への定期的な研修の実施（年1回及び新規採用時に必ず実施）



●業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

令和6年度から以下の取組が義務化されていますが、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、**令和7年4月から基本報酬が減算されることとなっております**ので御留意ください。（所定単位数の1%減算）

ア 感染症対策の強化

委員会の開催（*1）、指針の整備、研修の実施（*2）、訓練（シミュレーション）の実施（*3）

イ 業務継続に向けた取組の強化

業務継続計画等の策定、研修の実施（*2）、訓練（シミュレーション）の実施等（*3）

業務継続計画については、国からガイドラインやひな形も示されていますので御活用ください。

*1 定期的な委員会の開催：概ね6月に1回以上

*2、3 定期的な研修、訓練（シミュレーション）の実施：年1回以上

《参考》業務継続計画に係る国のマニュアル等

○ 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○ 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html



●障害福祉サービス等情報公表制度について

(参考) 平成30年4月以降における障害福祉サービス等情報公表制度 業務フロー

	STEP 1. 事業者等の基本情報登録	STEP 2. 事業所の詳細情報入力・報告、承認	STEP 3. 公表
業務内容	① 事業者は、都道府県等へ事業者及び事業所の基本情報（法人アドレス等）を登録 ② 都道府県等は、事業者から登録された基本情報を情報公表システム（以下「システム」）へ登録 ③ システムより、事業者へログインID等を通知 ④ 事業者は、システムからの通知を受領 ※ 必要に応じて、事業所担当者にID等を共有 ※ なお、平成30年3月に、都道府県等が基本情報を一括登録した事業者については、STEP 1は不要	⑤ 事業者は、受領したログインID・パスワードを用いてシステムにログインし、事業所の詳細情報（基本情報以外の情報）を入力した上で、都道府県等に報告 ⑥ システムより、都道府県等へ事業者から報告があった旨をメールで通知 ⑦ 事業者より報告を受けた事業所の詳細情報について、都道府県等が確認し、内容に修正が必要と判断した場合 → システムより、事業者へ差し戻しの旨通知。事業者は、通知を受領後、承認されるまで⑤からの手順を再度実施 ⑧ 都道府県等が、報告を受けた事業所の詳細情報を承認した場合 → システム上で承認処理を行い、システムへ公表を依頼	⑨ システムより、事業者へ都道府県等が承認した旨通知 ⑩ 事業者は、システムからの通知を受領 ⑪ 都道府県等が公表を依頼した事業所情報をWAMNETに公表 ※ 初回は平成30年9月頃を予定 9月以降は、随時更新予定
情報公表システム			
都道府県等 (都道府県 指定都市 中核市)			
事業者 (法人等)			

利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、平成28年5月に成立した改正障害者総合支援法及び児童福祉法において、事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みを創設し、平成30年4月に施行されました。

情報公表制度に係る事業者、都道府県等の業務フローは左図のとおりですが、独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システムを使用して報告を行っていただく必要があります。

新規指定を受けられた場合、東京都福祉保健財団宛に御提示いただいたメールアドレス宛にログインID及びPWを通知し（左記フロー④）当該ID,PWによりシステムへログインした上で各障害福祉サービス事業所において情報を入力・報告いただいております（上記フロー⑤）

その内容について都で承認したのちに、当該システム上で公表されることとなっております（下記フロー⑧、⑨、⑩、⑪）。

初回の報告（入力）をされた後、次年度以降は5月から7月末までに報告をいただくこととなっておりますので、毎年度報告の必要がある点に御留意ください。また、未報告である場合、**情報公表未報告減算（所定単位数の5%減算）が適用される場合があります**ので必ず報告を行っていただくようお願いいたします。

《参考》

- ◎障害福祉サービス等情報公表制度 | 厚生労働省
- ◎B 障害福祉サービス等情報公表制度

→東京都障害者サービス情報
ログインにお困りの場合は上記東京障害者サービス情報のリンクを御確認ください



●地域生活支援拠点等の機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することが要件に追加されております。

《緊急時対応加算の見直し》（居宅介護の例）

〔現行〕

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に1回につき50単位を加算する。

〔見直し後〕

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1回につき50単位を加算する。



●意思決定支援の推進

令和6年度より、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**指定事業者は意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮するべき**とされております。

- ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。
- イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。
- ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。

また、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとされております。



●本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

令和6年度より、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきとされております。

なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めてください。

●居宅介護計画の共有

令和6年度より、居宅介護計画を作成した際には、利用者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う相談支援事業者に対しても交付することとされたほか、サービス提供責任者は、以下の取組を行うこととされております。

- ア サービス等利用計画を踏まえた居宅介護計画の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を図るものとする。
- イ 他の従業者の行うサービスが居宅介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。なお、モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議に出席する等の方法により連携強化を図るものとする。



●管理者の兼務範囲の見直し

管理者については、同一の事業所内の従業者（サービス提供責任者・居宅介護員）や、同一敷地内又は隣接している事業所の従業者との兼務が認められていましたが、同一事業者によって設置された他の事業所でかつ管理上支障がなければ、同一敷地内又は隣接している事業所でなくとも、従業者としての兼務が認められることとなりました。

【参考】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合（この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）



●特定事業所加算の加算要件の見直し ※居宅介護

特定事業所加算の算定にあたり、専門的な支援技術を必要とする重度障害児への支援が評価できるように、加算要件の「重度障害者への対応」、「中重度障害者への対応」の中に、「重度障害児（重症心身障害児、医療的ケア児）への対応」が追加されております。

《居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直し》

[見直し後] (改正箇所下線)

①及び② (略)

③重度障害者への対応 (区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者 並びに重症心身障害児及び医療的ケア児 の占める割合が30%以上)

④中重度障害者への対応 (区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者 並びに重症心身障害児及び医療的ケア児 の占める割合が50%以上)

※令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける

●居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止

※居宅介護

居宅介護のサービス提供責任者については、指定基準の解釈通知において、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を設けていましたが、質の向上を図る観点から廃止されております。

※併せて「居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数30%減算する」措置も廃止。



●通院等介助等の対象要件の見直し ※居宅介護

令和6年度より、居宅介護の通院等介助等について、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とされております。

《通院等介助等の対象要件の見直し》

[改正後]（改正箇所下線）

病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。

なお、目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、指定障害福祉サービス、地域活動支援センター、地域生活支援事業の生活訓練等及び日中一時支援から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に算定することができる。

●入院中の重度訪問介護利用の対象拡大 ※重度訪問介護

令和6年度より、入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（改正前は、障害支援区分6の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とされることとなっております。



●入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価 ※重度訪問介護

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価します。

《入院時支援連携加算【新設】》 300 単位/回

病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

●熟練従業者による同行支援の見直し ※重度訪問介護

重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しを行います。医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とされております。

[見直し後]（改正箇所下線）

障害支援区分6の利用者に対し、（中略）当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

指定重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事し支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

●同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し ※同行援護

専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合が追加されております。

[見直し後] (改正箇所下線)

- ① (略)
- ② 良質な人材の確保
 - ・介護福祉士の割合30%以上
 - ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上
 - ・常勤の同行援護従事者によるサービス提供40%以上
 - ・同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等30%以上
 - ・**盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者20%以上**
- ③ 及び④ (略)

●同行援護の従業者養成研修のカリキュラム見直し ※同行援護

同行援護従業者養成研修のカリキュラムを見直すとともに、改正後の同行援護従業者養成研修のカリキュラムは、一部、地域生活支援事業として実施される盲ろう者向け通訳・介助員養成研修と共通した内容を含むため、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者については、同行援護従業者養成研修の一部科目の受講を免除します。

なお、令和6年度末までに旧カリキュラムの研修を修了した従業者については、令和7年度以降も従業者要件を満たすために、新カリキュラムにおいて追加された課程を追加受講する必要はありません。また、盲ろう者向け通訳・介助員については、令和9年3月31日までは同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者とみなされますが、令和7年度以降、新カリキュラムにおける免除科目以外の科目を受講する必要がありますので、ご留意ください。

●従業者要件に係る経過措置 ※同行援護・行動援護

報酬改定により、同行援護及び行動援護について、以下のとおり従業者要件に係る経過措置が延長されました。

ア 同行援護

同行援護従業者の要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者とみなす経過措置について、令和9年3月末まで延長します。

イ 行動援護

行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件のうち、介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置について、令和3年度以降新たに資格を取得する者を除き、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長し、その後廃止します。

※なお、事業者におかれましては、経過措置終了までに、経過措置の対象者に計画的に研修を受講させるよう努めてください。



●行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し ※同行援護

加算要件の「サービスの提供体制の整備」に、強度行動障害を有する者に対しての医療・教育等の関係機関との連携に関する要件を追加します。また、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「中核的人材養成研修※を修了したサービス提供責任者の人数」を追加するほか、加算要件の「重度障害者への対応」の選択肢として、特に専門的な支援技術を必要とする「行動関連項目18点以上の者」が追加されております。 ※現時点で実施時期未定

[見直し後] (改正箇所下線)

① サービス提供体制の整備

- ・研修の計画的実施、情報の的確な伝達等
- ・サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。

※令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。

② 良質な人材の確保

- ・介護福祉士の割合30%以上
 - ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上
 - ・常勤の行動援護従事者によるサービス提供40%以上
 - ・サービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材育成研修を修了した者
- ③ 重度障害者への対応 (区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者 及び行動関連項目合計点数が18点以上である者 の占める割合が30%以上)

④ (略)



●職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止について

令和3年度から職場におけるハラスメントの防止のための項目が以下のとおり規定されております。

(1) 事業者が講ずべき措置

ア 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること

イ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。

(2) 事業者が講じることが望ましい取組について

顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、

①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）

③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

が規定されています。以下のURLより内容を御確認ください。

○職場におけるハラスメントの防止について 厚生労働省ホームページリンク先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html



●東京都障害者サービス情報に掲載されている様式等について（事故防止・虐待防止通知）

東京都福祉局
音声読み上げ 音声読み上げについて 文字サイズ 小 中 大
サイトマップ 都庁総合トップページ

東京都障害者サービス情報

ホームページ > 書式ライブラリー > 書式ライブラリーカテゴリ > 書式ライブラリー一覧

書式ライブラリー

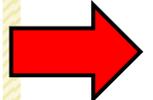
書式情報をダウンロードすることができます。
検索結果 該当件数:3件

登録日付	文書名	文書内容	サイズ	形式	
2025/05/01	令和7年度事故防止通知		809KB		ダウンロード
2025/05/01	令和7年度虐待防止通知		242KB	PDF	ダウンロード
2024/12/13	【事務連絡】施設・事業所における事故報告フォームの変更について	令和6年12月20日18時以降の事故報告方法の変更について明記しております。	162KB	PDF	ダウンロード

このページの先頭へ

サイトポリシー

Copyright©2015 Bureau of Social Welfare, Tokyo Metropolitan Government. All rights reserved



01 事故防止通知文ファイルを開く

7 福祉障施第221号
令和7年4月24日

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長
梶野京子
(公印省略)

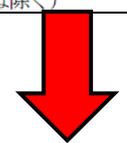
施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。
各施設・事業所におかれましては、日頃から利用者に対する安全の確保や、施設・事業所の管理体制の徹底等に取り組まれていることと存じます。
しかしながら、利用者の障害特性に起因した事故、職員の過失、施設・事業所の過失などによる事故は後を絶たない状況にあります。各施設・事業所におかれましては、改めて利用者に対する支援状況の確認、ヒヤリハット事例の分析と合わせて事故防止マニュアルの作成及び再検討、リスク管理の徹底、職員研修の実施等を行うことで、事故防止対策を徹底していただくようお願いします。
上記対策を講じた上でも、万が一事故等が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、下記により都に対する報告をお願いいたします。特に、死亡事故や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせがある事故は、速やかに電話等で都の各所管に報告をお願いします。

記

1 報告対象事故等

- ① 死亡事故（誤嚥によるもの等）
- ② 入院を要した事故（持病による入院等は除く）



上記通知について
次ページ以降で御説明します。



●施設・事業所における事故等防止対策の徹底について

各施設・事業所におかれましては、日頃から利用者に対する安全の確保や、施設・事業所の管理体制の徹底等に取り組まれていることと存じます。

しかしながら、利用者の障害特性に起因した事故、職員の過失、施設・事業所の過失などによる事故は後を絶たない状況にあります。各施設・事業所におかれましては、改めて利用者に対する支援状況の確認、ヒヤリハット事例の分析と合わせて事故防止マニュアルの作成及び再検討、リスク管理の徹底、職員研修の実施等を行うことで、事故防止対策を徹底していただくようお願いします。

◆報告対象事故等

- ①死亡事故（誤嚥によるもの等）
- ②入院を要した事故（持病による入院等は除く）
- ③（②以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故
- ④薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）
- ⑤無断外出
- ⑥感染症の発生
- ⑦送迎車両の車内への利用者の置き去り事故
- ⑧事件性のあるもの（職員による暴力事件等）
- ⑨保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの
- ⑩施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等）
- ⑪区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）
- ⑫その他特に報告の必要があると施設が判断したもの

※障害者虐待（疑いを含む）事案については、区市町村（障害児入所施設は児童相談所もしくは区市町村子供家庭支援センター）への通報義務があります。

※事業者側の責任や過失の有無は問いません。



●施設・事業所における事故等防止対策の徹底について

◆報告方法

事故報告書の提出は、事故報告書提出フォームによる報告を原則としますが、死亡事故や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせが想定される事故等については、発生後直ちに各所管宛電話による報告をお願いします。

また、その後、可能な限り速やかに右記様式例を参考に各所管提出フォームに事故報告書（第1報）の御提出をいただいた上で、その後続報を提出してください。

事故等に応じて、東京都への報告に加え、保護者・区市町村（原則として実施機関）・関係機関（警察・消防・保健所等）への連絡も行ってください。

【訪問系サービス連絡・提出先】

〈連絡先〉

地域生活支援課 在宅支援担当

電話 03-5320-4325

〈提出先〉

<https://logoform.jp/form/tmgform/830433>

東京都福祉局
東京都障害者サービス情報

ダウンロードしたファイルから、「04（様式例）【事故報告】〇〇園（サービス種別）」を開く

東京都福祉局
障害者施策推進部地域生活支援課

登録日付	文書名	文書内容	サイズ	形式	
2025/05/01	令和7年度事故防止通知				ダウンロード
2025/05/01	令和7年度虐待防止通知		242KB	PDF	ダウンロード
2024/12/13	【事務連絡】施設・事業所における事故報告フォームの変更について	令和6年12月20日18時以降の事故報告方法の変更について明記しております。	162KB	PDF	ダウンロード

施設（事業所）

Copyright©2015 Bureau of Social Welfare, Tokyo Metropolitan Government. All rights reserved.

施設（事業所）利用者の事故がありましたので下記のとおり報告します。

事業所情報	事業所名・ユニット名	
	サービス種別	
	施設所在地	
	施設管理者名	
	担当者名 連絡先	
利用者氏名 (イニシャル)	さん（男・女）（障害支援区分）	
生年月日等	年 月 日（歳）	
障害状況等	愛の手帳（療育手帳） 度	身体障害者手帳 種 級
	精神障害者手帳 級	障害特性
	発生年月日	年 月 日（曜日） 時 分 頃
	発生場所	
	<input type="checkbox"/> 死亡事故 <input type="checkbox"/> 入院を要した事故（持病による入院等は除く）	

●東京都障害者サービス情報に掲載されている様式等について（事故防止・虐待防止通知）



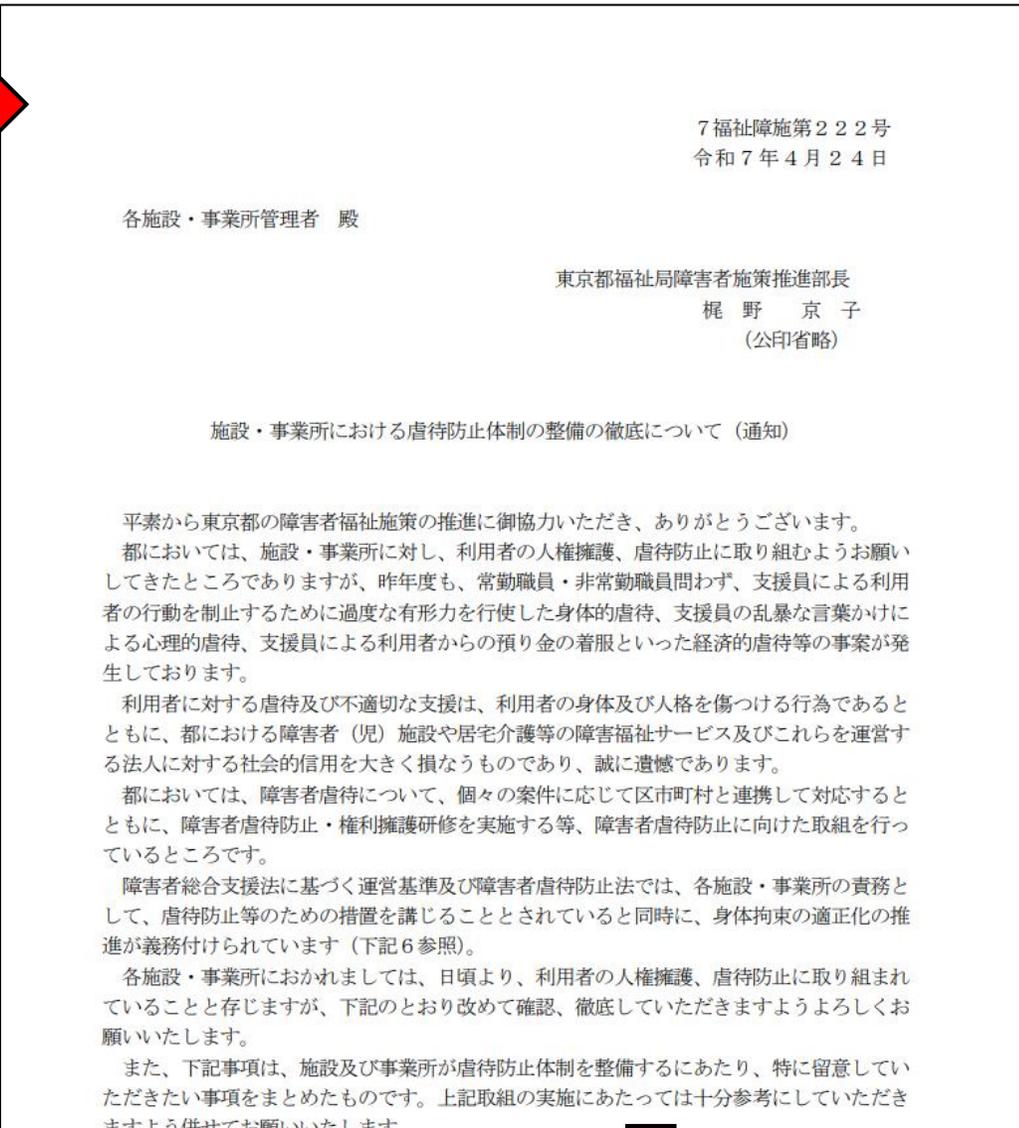
東京都福祉局

東京都障害者サービス情報

書式ライブラリー

検索結果 該当件数:3件

登録日付	文書名	文書内容	サイズ	形式	
2025/05/01	令和7年度事故防止通知		809KB	その他	ダウンロード
2025/05/01	令和7年度虐待防止通知		242KB	PDF	ダウンロード
2024/12/13	【事務連絡】施設・事業所における事故報告フォームの変更について	令和6年12月20日18時以降の事故報告方法の変更について明記しております。	162KB	PDF	ダウンロード



7福祉障施第222号
令和7年4月24日

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長
梶野 京子
(公印省略)

施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。
都においては、施設・事業所に対し、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組むようお願いしてきたところでありますが、昨年度も、常勤職員・非常勤職員問わず、支援員による利用者の行動を制止するために過度な有形力を行使した身体的虐待、支援員の乱暴な言葉かけによる心理的虐待、支援員による利用者からの預り金の着服といった経済的虐待等の事案が発生しております。
利用者に対する虐待及び不適切な支援は、利用者の身体及び人格を傷つける行為であるとともに、都における障害者（児）施設や居宅介護等の障害福祉サービス及びこれらを運営する法人に対する社会的信用を大きく損なうものであり、誠に遺憾であります。
都においては、障害者虐待について、個々の案件に応じて区市町村と連携して対応するとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施する等、障害者虐待防止に向けた取組を行っているところです。
障害者総合支援法に基づく運営基準及び障害者虐待防止法では、各施設・事業所の責務として、虐待防止等のための措置を講ずることとされていると同時に、身体拘束の適正化の推進が義務付けられています（下記6参照）。
各施設・事業所におかれましては、日頃より、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組まれていることと存じますが、下記のとおり改めて確認、徹底していただきますようお願いいたします。
また、下記事項は、施設及び事業所が虐待防止体制を整備するにあたり、特に留意していただきたい事項をまとめたものです。上記取組の実施にあたっては十分参考にしていただきますようお願いいたします。

上記通知について
次ページ以降で御説明します。



●施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について

施設・事業所に対し、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組むようお願いしてきてきたところでありますが、昨年度も、常勤職員・非常勤職員問わず、支援員による利用者の行動を制止するために過度な有形力行使した身体的虐待、支援員の乱暴な言葉かけによる心理的虐待、支援員による利用者からの預り金の着服といった経済的虐待等の事案が発生しております。

障害者総合支援法に基づく運営基準及び障害者虐待防止法では、各施設・事業所の責務として、虐待防止等のための措置を講じることとされると同時に、身体拘束の適正化の推進が義務付けられています。

各施設・事業所におかれましては、日頃より、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組まれていることと存じますが、下記のとおり改めて確認、徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

1 利用者の人権擁護・虐待防止のための体制について

- (1) 運営規程への定めと全職種の職員への周知
- (2) 虐待防止委員会（年1回以上）、虐待防止の担当者を設置する等の体制整備
- (3) 倫理綱領・行動指針等の制定、虐待防止のための指針・虐待防止マニュアルの作成及び虐待防止啓発掲示物や相談・通報・届出先掲示物等の周知徹底 など

2 人権意識、知識や技術向上のための研修の実施について

- (1) 全職種の職員を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修
- (2) 障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修
- (3) 事例検討

※虐待防止のための研修は、年1回以上（新規採用時には必ず）実施すること

※研修対象者については、常勤・非常勤に関わらず、また、福祉職の職員に限らず事務員・調理員・運転手等、全職種の職員について、受講させること

※職場内研修のみならず、職場外研修の充実化も図ること

3 虐待を防止するための取組について

- (1) 管理者による日常的な支援場面の把握、風通しの良い職場づくり
- (2) 非常勤職員を含めた全職種の職員に対する虐待防止マニュアルの周知徹底
- (3) 全職種の職員に対する、定期的な虐待防止チェックリストの実施とその活用



●施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について

4 通報義務について

障害者虐待（疑いを含む。）については、障害者虐待防止法に基づき区市町村（実施機関）へ通報する義務がありますので、必ず区市町村に通報した上で行政と連携して対応してください。

障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事案が起きたときには「通報義務」があり「通報しない」選択肢はありません。区市町村虐待防止センターに通報し、区市町村、都道府県の実事確認を受けることが必要です。

※虐待等を発見した職員が、直接区市町村等へ通報する場合、通報した職員は通報したことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないこととされています。各施設・事業所におかれましては、通報先や通報者の保護について日頃から職員に周知し、障害者虐待防止法に対する理解を深めてください。

※各施設・事業所におかれましては、区市町村へ通報後、事故報告書を作成いただき、事故報告フォームより、都在宅支援担当宛に提出してください。

【事故報告フォーム】 <https://logoform.jp/form/tmgform/830433>

【報告書様式】 <https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=079-011>



東京都障害者サービス情報に掲載されている様式等について（集団指導資料）

東京都福祉局
東京都障害者サービス情報

事業所検索

- 受けたいサービスから探す
- 法人名から探す
- 所在地から探す
- 主たる対象者から探す
- 事業所番号から探す
- 空き情報から探す
- 事業所名から探す

サービス相談窓口
各自治体の相談窓口です。

関連リンク

書式ライブラリー
書式ダウンロード情報です。

事業所メンバー ONLY
ID・パスワードが必要です。

東京都福祉局
東京都障害者サービス情報

トップページ > 書式ライブラリー

書式ライブラリー

キーワード検索

戻る

検索

※複数のキーワードで検索する場合はスペースで区切ってください。

■ トップカテゴリを選択してください。

各種窓口のご案内

- A 【全サービス共通】指定申請等について
- A 【訪問系サービス】指定申請書・変更届等(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度包括)
- A 【日中系サービス・障害者支援施設】指定申請書・変更届等
- A 【共同生活援助(グループホーム)】指定申請書・変更届等
- A 【短期入所】指定申請書・変更届等
- A 【自立生活援助】指定申請書・変更届等
- A 【児童福祉法に基づく障害児施設】指定申請書・変更届等
- A 【一般相談支援】指定申請書・変更届等
- B 障害者総合支援法に係る法令・通知等
- B 東京都からのお知らせ
- B 障害者虐待防止法関連
- B 介護改善加算等に係る様式類
- F 集団指導資料**
- F 実地検査準備資料等
- F 固定資産税等について(非課税証明・減免申請)

東京都福祉局
東京都障害者サービス情報

トップページ > 書式ライブラリー > 書式ライブラリーカテゴリ

書式ライブラリー

戻る

■ カテゴリを選択してください。

トップカテゴリ: F 集団指導資料

- 0 障害者虐待の防止と対応の手引き【令和6年7月版】
- 1-1 集団指導資料(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)【令和6年度版】**
- 1-2 参考様式(編集可能)【令和6年度版】
- 2-1 集団指導資料(生活介護・自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援)【令和6年度版】
- 2-2 参考様式(編集可能)【令和6年度版】
- 3-1 集団指導資料(共同生活援助・短期入所・自立生活援助)【令和6年度版】
- 3-2 参考様式(編集可能)【令和6年度版】
- 4-1 集団指導資料(児童発達支援・放課後等デイサービス・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援)【令和6年度版】
- 4-2 参考様式(編集可能)【令和6年度版】

↑このページの先頭へ

サイトポリシー

Copyright©2015 Bureau of Social Welfare, Tokyo Metropolitan Government. All rights reserved

東京都障害者サービス情報に掲載されている様式等について（集団指導資料）

東京都福祉局

音声読み上げ 音声読み上げについて 文字サイズ 小 中 大

[サイトマップ](#) [都庁総合トップページ](#)

東京都障害者サービス情報

[トップページ](#) > [書式ライブラリー](#) > [書式ライブラリーカテゴリ](#) > [書式ライブラリー一覧](#)

書式ライブラリー

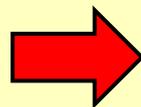
[戻る](#)

書式情報をダウンロードすることができます。

検索結果 該当件数:18件
1/2ページ

登録日付	文書名	文書内容	サイズ	形式	
2025/08/26	1-都の指導監査について		587KB	PDF	ダウンロード
2025/08/26	2-【資料1】実地検査における主な指摘事項について		1MB	PDF	ダウンロード
2025/08/26	2-【資料2】実地検査における主な指摘事例		594KB	PDF	ダウンロード
2025/08/26	2-【資料3】参考様式.pdf		4MB	PDF	ダウンロード
2025/08/26	3_【資料1】居宅介護、重度訪問介同行援及び行動援護事業の運営について.pdf		1MB	PDF	ダウンロード
2025/08/28	3_【資料2】参考資料		12MB	PDF	ダウンロード
2025/08/28	3_【資料2】参考資料-21		10MB	PDF	ダウンロード
2025/08/28	3_【資料2】参考資料-41		6MB	PDF	ダウンロード
2025/08/28	3_【資料2】参考資料-51		12MB	PDF	ダウンロード
2025/08/26	4_指定障害福祉サービス事業者の指定後の手続きについて		2MB	PDF	ダウンロード

[次のページへ](#) 1/2ページ
[このページの先頭へ](#)



参考様式

- (1) 重要事項説明書
- (2) 契約書
- (3) サービス提供記録
- (4) 介護給付費等の受領のお知らせ
- (5) 居宅介護計画
- (6) 研修議事録
- (7) 秘密情報の保持に関する誓約書
- (8) 個人情報使用同意書
- (9) 相談・苦情受付等記録書
- (10) 事故報告書
- (11) ヒヤリ・ハット報告書
- (12) (行動援護) 支援計画シート
- (13) (行動援護) 支援手順書兼記録用紙

上記様式は、あくまでも参考事例です。

記載の仕方、内容は、基準を満たす限り任意のもので構いません。



●東京都障害者サービス情報に掲載されている様式等について（集団指導資料）

東京都福祉局

音声読み上げ 音声読み上げについて 文字サイズ 小 中 大

[サイトマップ](#) [都庁総合トップページ](#)

東京都障害者サービス情報

[トップページ](#) > [書式ライブラリー](#) > [書式ライブラリーカテゴリ](#) > [書式ライブラリー一覧](#)

書式ライブラリー

[戻る](#)

書式情報をダウンロードすることができます。

検索結果 該当件数:18件
1/2ページ

1-1 集団指導資料(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)【令和6年度版】					
登録日付	文書名	文書内容	サイズ	形式	
2025/03/26	1-都の指導監査について		587KB	PDF	ダウンロード
2025/03/26	2-【資料1】実地検査における主な指摘事項について		1MB	PDF	ダウンロード
2025/03/26	2-【資料2】実地検査における主な指摘事例		594KB	PDF	ダウンロード
2025/03/26	2-【資料3】参考様式.pdf		4MB	PDF	ダウンロード
2025/03/26	3_【資料1】居宅介護、重度訪問介同行援及び行動援護事業の運営について.pdf		1MB	PDF	ダウンロード
2025/03/28	3_【資料2】参考資料		12MB	PDF	ダウンロード
2025/03/28	3_【資料2】参考資料-21		10MB	PDF	ダウンロード
2025/03/28	3_【資料2】参考資料-41		6MB	PDF	ダウンロード
2025/03/28	3_【資料2】参考資料-51		12MB	PDF	ダウンロード
2025/03/26	4_指定障害福祉サービス事業者の指定後の手続きについて		2MB	PDF	ダウンロード

[次のページへ](#) 1/2ページ
[↑このページの先頭へ](#)



東京都障害者サービス情報に掲載されている様式等について（集団指導資料）

東京都福祉局
東京都障害者サービス情報

事業所検索

- 受けたいサービスから探す
- 法人名から探す
- 所在地から探す
- 主たる対象者から探す
- 事業所番号から探す
- 空き情報から探す
- 事業所名から探す

サービス相談窓口
各自治体の相談窓口です。

関連リンク

書式ライブラリー
書式ダウンロード情報です。

事業所メンバー ONLY
ID・パスワードが必要です。

東京都福祉局
東京都障害者サービス情報

トップページ > 書式ライブラリー

書式ライブラリー

戻る

キーワード検索

検索

※複数のキーワードで検索する場合はスペースで区切ってください。

■ トップカテゴリを選択してください。

各種窓口のご案内

- A 【全サービス共通】指定申請等について
- A 【訪問系サービス】指定申請書・変更届等(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度包括)
- A 【日中系サービス・障害者支援施設】指定申請書・変更届等
- A 【共同生活援助(グループホーム)】指定申請書・変更届等
- A 【短期入所】指定申請書・変更届等
- A 【自立生活援助】指定申請書・変更届等
- A 【児童福祉法に基づく障害児施設】指定申請書・変更届等
- A 【一般相談支援】指定申請書・変更届等
- B 障害者総合支援法に係る法令・通知等
- B 東京都からのお知らせ
- B 障害者虐待防止法関連
- B 介護改善加算等に係る様式類
- F 集団指導資料**
- F 実地検査準備資料等
- F 固定資産税等について(非課税証明・減免申請)

東京都福祉局
東京都障害者サービス情報

トップページ > 書式ライブラリー > 書式ライブラリーカテゴリ

書式ライブラリー

戻る

■ カテゴリを選択してください。

トップカテゴリ: F 集団指導資料

- 0 障害者虐待の防止と対応の手引き【令和6年7月版】
- 1-1 集団指導資料(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)【令和6年度版】
- 1-2 参考様式(編集可能)【令和6年度版】**
- 2-1 集団指導資料(生活介護・自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援)【令和6年度版】
- 2-2 参考様式(編集可能)【令和6年度版】
- 3-1 集団指導資料(共同生活援助・短期入所・自立生活援助)【令和6年度版】
- 3-2 参考様式(編集可能)【令和6年度版】
- 4-1 集団指導資料(児童発達支援・放課後等デイサービス・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援)【令和6年度版】
- 4-2 参考様式(編集可能)【令和6年度版】

↑このページの先頭へ

サイトポリシー

Copyright©2015 Bureau of Social Welfare, Tokyo Metropolitan Government. All rights reserved

●東京都障害者サービス情報に掲載されている様式等について（集団指導資料）



東京都福祉局

音声読み上げ 音声読み上げについて 文字サイズ 小 中 大

[サイトマップ](#) [都庁総合トップページ](#)

東京都障害者サービス情報

[トップページ](#) > [書式ライブラリー](#) > [書式ライブラリーカテゴリ](#) > [書式ライブラリー一覧](#)

書式ライブラリー

書式情報をダウンロードすることができます。

検索結果 該当件数:15件
1/2ページ

1-2 参考様式(編集可能)【令和5年度版】

登録日付	文書名	文書内容	サイズ	形式	
2024/02/20	重要事項説明書		136KB	Word	ダウンロード
2023/08/22	契約書		67KB	Word	ダウンロード
2023/08/22	(居宅・重訪)サービス実施記録		62KB	Excel	ダウンロード
2023/08/22	(同行・行動)サービス提供記録		55KB	Excel	ダウンロード
2023/08/22	居宅介護等サービス実績記録票		24KB	Excel	ダウンロード
2023/08/22	法定代理受領通知		46KB	Excel	ダウンロード
2023/08/22	居宅介護計画		57KB	Excel	ダウンロード
2023/08/22	研修議事録		19KB	Word	ダウンロード
2023/08/22	秘密保持等誓約書		29KB	Word	ダウンロード
2023/08/22	個人情報使用同意書		32KB	Word	ダウンロード

●東京都福祉局指導監査部による「集団指導」の案内

例年1～2月頃に、指導監査部が新規指定事業者に対して開催している「集団指導」という説明会があり、事業運営に当たって気を付けてほしい点などについて説明しています。

時期が近付きましたら、障害者施策推進部からメールでの連絡とともに、東京都障害者サービス情報にも掲載される予定ですので、連絡がありましたら、必ず御参加いただくようお願いいたします。

《参考》福祉人材確保対策施策集

A 職員確保に関する支援策について知りたい

職員の居住支援

障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業

職員が入居する住宅の借り上げを行う事業者に対して最大8.2万円/月を基準として、家賃の一部を補助

- ・月額8.2万円/戸、補助率7/8または1/2 ※利用条件あり

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 運営支援室 宿舍借り上げ支援事業担当（障害）
☎03-3344-7280



職員募集情報の掲載

ポータルサイト「ふくむすび」による情報発信

福祉事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策、研修・イベント等の情報を提供

問 生活福祉部地域福祉課 福祉人材対策推進担当
☎03-5320-4095




マッチング支援

地域密着相談面接会

東京都福祉人材センターにおいて、区市町村社会福祉協議会や行政、ハローワーク等と連携し、身近な地域で福祉の仕事をしたい人を対象に、地域の施設・事業所による相談面接会を実施

問 東京都福祉人材センター 福祉のしごと相談・面接会係
☎03-5211-2860



専門家による伴走支援

障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業 NEW

業務効率化やDX化推進による事業所職員の負担軽減や採用活動・育成について、専門家を派遣し、助言等を行う

問 障害者施策推進部地域生活支援課 在宅支援担当 ☎03-5320-4579

職員の居住支援

障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業 NEW

福祉・介護職員に対して居住支援特別手当を支給する事業所を支援

- ・月額1万円（5年目までの職員は1万円加算）

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 運営支援室 居住支援手当（障害）担当 ☎03-6302-0125



求職者への求人情報の紹介

無料職業紹介事業（飯田橋）

飯田橋の東京都福祉人材センターにおいて、福祉・介護の仕事に関する無料の求人求職紹介を実施

問 東京都福祉人材センター人材情報室
☎03-5211-2860



マッチング支援

マッチング強化策

東京都福祉人材センターにおいて、福祉分野を希望する求職者の相談に応じる出張相談、採用担当者及び管理職層向けセミナー、職場見学ツアーを実施

問 東京都福祉人材センター人材情報室
☎03-5211-2860



働きやすい職場情報の公表

働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業

都独自の「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組むことを宣言する福祉事業所の情報を公表

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室 宣言情報公表担当
☎03-3344-8552



職員の奨学金返済支援

障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業

事業者が新卒者等の経験の浅い常勤職員の奨学金返済相当額を手当として支給する場合に要する経費の一部を支援

- ・年60万円/1人、上限5年

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 ☎03-6302-0280



求職者への求人情報の紹介

無料職業紹介事業（立川）

立川（多摩支所）の東京都福祉人材センターにおいて、福祉・介護の仕事に関する無料の求人求職紹介を実施

問 東京都福祉人材センター人材情報室 多摩支所
☎042-595-8422



体験・就業支援

ふくしチャレンジ職場体験事業

職場体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援することにより、未経験者等の福祉分野への入職・定着を促進

問 生活福祉部地域福祉課 福祉人材対策担当
☎03-5320-4049



魅力発信事業

福祉の仕事イメージアップキャンペーン

インターネット広告やSNS広告等により、年間を通じた福祉の仕事の魅力等のイメージアップキャンペーンを展開

問 生活福祉部地域福祉課 福祉人材対策担当
☎03-5320-4049



職員確保支援

障害者支援施設等におけるリハビリテーション職員配置促進事業

重度・高齢化が進む入所施設における利用者の身体機能に応じた適切な支援の実施を推進するため、対象施設へのリハビリ職員の配置を促進

問 障害者施策推進部施設サービス支援課 障害者支援施設担当 ☎03-5320-4156



合同就職説明会

福祉の仕事就職フォーラム

東京都福祉人材センターにおいて、都内の社会福祉法人等が出席する大規模な合同就職説明会を開催

問 東京都福祉人材センター人材情報室 多摩支所
☎042-595-8422



体験

フクシを知ろう！おしごと体験

高校生等を対象とした福祉施設での職場体験等を実施

問 生活福祉部地域福祉課 福祉人材対策担当
☎03-5320-4049



B DXに関する支援策について知りたい

DX導入支援

障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業

障害者支援施設等におけるデジタル技術等の導入を支援

問 障害者施策推進部施設サービス支援課 障害者支援施設担当 ☎03-5320-4156、児童福祉施設担当 ☎03-5320-4374 障害者施策推進部地域生活支援課 在宅支援担当 ☎03-5320-4579、居住支援担当 ☎03-5320-4151



DX活用支援

障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業 NEW

DXをはじめとする生産性向上の取組を推進するリーダー職員を配置し、リーダー職員の育成や手当の支給を行う事業者を支援

問 公益財団法人東京都福祉保健財団



職員の資格取得支援・キャリアアップ・研修に関する支援策について知りたい

資格取得支援に関すること

資格取得支援

現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業

障害福祉サービス事業所等で働く職員が国家資格を取得する際にかかる経費の一部を補助

対象資格：介護福祉士、精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師
10万円/1人、補助率1/2

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 障害者支援研修担当
☎03-3344-8551



研修に関すること

研修・イベント情報の提供

ポータルサイト「ふくむすび」による情報発信

福祉事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策、研修・イベント等の情報を提供

問 生活福祉部地域福祉課 福祉人材対策推進担当
☎03-5320-4095



研修受講支援

代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業

障害福祉サービス事業所等が職員の資質向上を図るため研修等を受講させる場合に、受講期間中の代替職員を派遣

問 障害者施策推進部地域生活支援課 在宅支援担当 ☎03-5320-4579



研修実施支援

事業所に対する育成支援事業

- ①登録講師派遣事業
自前での研修企画・講師の確保等が困難な小・中規模の福祉・介護事業所に介護福祉士養成校等の講師を派遣して、出前研修を実施
- ②研修実施サポート事業
小・中規模の事業所を対象に、職場研修アドバイザーが職場研修の効果的な実施方法等について相談・助言を実施

問 東京都福祉人材センター 研修室 ☎03-5800-3335



管理者向け研修

障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業

障害福祉サービス事業所等の経営者等に対し、人材マネジメント等の研修及び取組事例等の動画配信を実施

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 障害者支援研修担当
☎03-3344-8551



研修

強度行動障害支援者養成研修事業

強度行動障害を有する者（児）に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的として、強度行動障害支援者養成研修を実施

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 障害者支援研修担当
☎03-3344-8551



研修

東京都障害者ピアサポート研修

ピアサポーターとして従事する者や、障害福祉サービス事業所等の管理者等に対し研修を実施

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 東京都障害者ピアサポート研修担当
☎03-6302-0346



研修

障害者虐待防止・権利擁護研修事業

障害者虐待の問題について、障害者福祉施設従事者等の理解を深めるため、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 権利擁護研修担当
☎03-6302-0394



研修

グループホーム従事者人材育成支援事業

グループホームの従事者に対し、利用者への支援を行う際に必要となる知識を習得するための研修を実施

問 障害者施策推進部地域生活支援課 居住支援担当
☎03-5320-4151



研修

介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業

たんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とし、研修事業を実施

問 障害者施策推進部地域生活支援課 在宅支援担当
☎03-5320-4579



研修

社会福祉事業従事者人権研修

社会福祉事業に従事する方を対象に、人権についての研修を実施

問 生活福祉部地域福祉課 福祉人材対策担当
☎03-5320-4049



研修

発達障害者支援体制整備推進事業（専門的人材育成）

発達障害児（者）の支援に従事する専門的人材の育成のための研修を実施

問 障害者施策推進部精神保健医療課 生活支援担当
HPを確認の上、各研修実施機関にお問い合わせください。



研修

依存症支援者研修

依存症対策総合支援事業に基づく「依存症支援者研修事業」として、依存症患者に対する支援を行う人材を養成することを目的とした研修を実施

問 HPを確認の上、各研修実施機関にお問い合わせください。
・東京都立中部総合精神保健福祉センター 広報援助課 広報研修担当 ☎03-3302-7704
・東京都立多摩総合精神保健福祉センター 広報援助課 研修担当 ☎042-376-6580
・東京都立精神保健福祉センター 調査担当 ☎03-3844-2210

右の二次元バーコード（事業所一覧）から各センターのトップページをご参照ください。研修期間実施時期に案内が掲載されます。



研修

精神保健福祉研修

精神保健及び精神障害者の福祉に関する最新情報の提供と対人援助技術の向上を図ることを目的とした研修を実施

問 HPを確認の上、各研修実施機関にお問い合わせください。
・東京都立中部総合精神保健福祉センター 広報援助課 広報研修担当 ☎03-3302-7704
・東京都立多摩総合精神保健福祉センター 広報援助課 研修担当 ☎042-376-6580
・東京都立精神保健福祉センター 調査担当 ☎03-3844-2210

右の二次元バーコード（事業所一覧）から各センターのトップページをご参照ください。研修期間実施時期に案内が掲載されます。



◎ 福利厚生充実・施設（事業所）運営に関する支援策について知りたい

職員の福利厚生に関すること

職員の居住支援

障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業 (再掲)

職員が入居する住宅の借り上げを行う事業者に対して最大8.2万円/月を基準として、家賃の一部を補助

・月額8.2万円/戸、補助率7/8または1/2 ※利用条件あり

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部
運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当 (障害)
☎03-3344-7280



職員の居住支援

障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業 (再掲) NEW

福祉・介護職員に対して居住支援特別手当を支給する事業所を支援

・月額1万円 (5年目までの職員は1万円加算)

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 運営支援室居住支援手当 (障害) 担当 ☎03-6302-0125



職員の処遇改善支援

福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業

福祉・介護職員処遇改善加算等の新規取得や、より上位の区分の加算取得を促進するめ、事業所へ助言・指導等を行う

問 福祉・介護職員処遇改善加算取得に関する無料相談窓口 ☎0120-179-117



職員の奨学金返済支援

障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業 (再掲)

事業者が新卒者等の経験の浅い常勤職員の奨学金返済相当額を手当として支給する場合に要する経費の一部を支援

・年60万円/1人、上限5年

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部
福祉人材対策室 ☎03-6302-0280



施設（事業所）運営に関すること

働きやすい職場情報の公表

働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業 (再掲)

都独自の「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組むことを宣言する福祉事業所の情報を公表

問 公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部
福祉情報室 宣言情報公表担当 ☎03-3344-8552



相談窓口

人材定着・離職防止相談支援事業

東京都福祉人材センターにおいて、福祉事業従事者等を対象とした仕事や職場の悩みを受け付ける相談窓口を設置

問 東京都福祉人材センター人材情報室
☎03-5211-2860



専門職による伴走支援

障害者支援施設等支援力育成派遣事業

高齢・重度化や強度行動障害等への対応力を向上させるため、障害者支援施設等へ専門職等を派遣

問 障害者施策推進部施設サービス支援課
障害者支援施設担当 ☎03-5320-4156

専門家による伴走支援

障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業 (再掲) NEW

業務効率化やDX化推進による事業所職員の負担軽減や採用活動・育成について、専門家を派遣し、助言等を行う

問 障害者施策推進部地域生活支援課 在宅支援担当
☎03-5320-4579

《参考》福祉人材確保対策施策集

◎全体版URL

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/fukushijinzei/suishinkyougikai/jinzaisesakushu>

